

日本戦没学生思想（下）

——『新版・きけわだつみのこえ』の致命的欠陥について

岡田 裕之

I 佐々木八郎の思想

- 1 日本戦没学生思想の研究：大貫『桜』から『精神誌』へ
 - 2 “新しきエトス”とは何か。『青春の遺書』と『新版・きけわだつみのこえ』による歪曲
 - 3 占領下における『旧版・きけわだつみのこえ』の改竄の放置
 - 4 ジョン・モリスとの対話：佐々木八郎と中村徳郎
- 付属資料 佐々木八郎，1943年5月14日日記 解説復元 岡田裕之（以上，前号）

II 『新版・きけわだつみのこえ』（95年版）の欠陥——『旧版』から『新版』への編集典拠転換の破綻（以下，本号）

- 1 はじめに——編集著作物『きけわだつみのこえ』と編集者「わだつみ会」と著作権者遺族
- 2 95年、『旧版』=『原版』を絶版とし、『新版』を編集した経緯
- 3 『新版』編集の致命的欠陥
(1) 典拠の不足，遺稿からの編集の省略記号……（凡例）の虚偽，原遺稿と応募稿
(2) 「テキスト・クリティーク」と二次資料
- 4 『旧版』に“改竄”はなかった：筆写稿と渡辺「感想」の分析
- 5 おわりに——「わだつみ訴訟」と和解，99年『新版』8刷の実施，2001～2年の遺書展，03年『新版・第二集・きけわだつみのこえ』の典拠

II 『新版・きけわだつみのこえ』（95年版）の欠陥 ——『旧版』から『新版』への編集典拠転換の破綻

佐々木八郎において詳しく見たように，戦後日本思想の古典であり，戦争で死んだ青年の思想を探る世界の古典とまで評価されるに至った岩波文庫版『きけわだつみのこえ』にこのような歪曲・改竄・誤謬があるとすれば，佐々木についてだけでもただちに訂正すべきである。しかしながら，こうした歪曲・改竄・誤謬が例外ではなく，他の戦没学生の手記にも多く見られるとすれば，『新版・きけわだつみのこえ』の訂正ないし改版は，単に編集者・版權者の責任であるばかりでなく，歴史的意義ある戦後生まれの「日本思想史上の古典」を戦没学生の遺稿に従って精確に編集し直し，

これを後世に、また世界に遺すのは現在に生きる我々世代の責任であろう。

佐々木八郎の遺稿を解説し復元して『新版・きけ…』の佐々木稿の校訂を試みた者として、以下にこの『新版・きけ…』の致命的欠陥を明示し、その原因を分析して、「日本思想史上の古典」を精確に後世に遺す世代の責任の一端を果たしたい。

分析において『きけ…』各版を区別するため、49年東大協同組合版を『原版』、82年岩波文庫版を『旧版』、95年岩波文庫版を『新版』と表記する。光文社版、東大新書版の本文は事実上『旧版』と同じである。さらに、『きけ…』には『第一集』（49年『原版』、82年『旧版』、95年『新版』）と『第二集』（63年『旧版』）があるが、『第二集』については、わだつみ会が03年『新版・第二集・きけわだつみのこえ』を原遺稿およびそれに準ずる謄写稿（応募稿）に基づいて編集したので、ここでの主題である『新版・第一集・きけ…』のような重大な欠陥はない。

ただし、この分析は『新版・きけ…』の編集者（わだつみ会）と版權者（岩波書店）の過失を攻撃するものではない。反対に筆者は、この古典を今日まで守り、普及してきた両者の功績を誰よりも尊重していることを明記しておきたい。

1 はじめに——編集著作物『きけわだつみのこえ』と編集者わだつみ会と著作権者遺族

『きけわだつみのこえ』は東大協同組合出版部から1949年に刊行された。これは、同出版部が47年に刊行した東大戦没学生の手記『はるかなる山河に』の好評を受けて、戦没学生の悲劇は出身校のいかに関わらない学徒兵全体のものであるとし、その全国版を求めたことによって成立した。東大協同組合出版部は48年9月、全国から戦没学生の手記を募集し、『はるか…』の所収稿・応募稿110名分を加えて309名の応募稿をえて、『きけ…』を編集した。その経過は、まず出版部内に設けた中村克郎（編集責任者、医専、遺族）、野元菊雄（文学部）、中村猛夫（文学部、遺族）、石井和夫（文学部）などの学生編集部員が応募稿から約160（161～164）名の候補作を銓衡し、次いで編集顧問、小田切秀雄、渡辺一夫両氏がそこから75名の手記を選定し、これを受けて最後に学生編集部員が最終稿を組み立てた⁽⁴¹⁾。

このように49年『原版』は応募稿原則に立つ編集著作物であって、応募稿が原遺稿と一致しているか否かの検討は行っていない。応募稿のうち候補作は筆写し、さらに部員と編集顧問で検討するために筆写稿から複数の謄写稿を作成したが、応募稿そのものは候補にならなかったものは勿論、候補作も筆写後に応募者（遺族、友人、教師など）に直ちに返却した⁽⁴²⁾。ただし、遺族が編集部員であった中村徳郎、中村勇の遺稿現物はあったし、松岡欣平、山根明は原遺稿で応募したと推定

(41) 中村克郎「岩波文庫旧版あとがき」『新版』486-496頁、参照。『はるか…』では野元氏が編集委員会代表であったが、『原版』編集では中村氏が実質責任者で、最終編集稿を組み立てた。編集顧問は四人だったが、真下信一、桜井恒次両氏は選定に関わらなかった。

(42) 応募稿の返却については、石井和夫「人形劇団ポポロと東大生協出版部」『一九会（東大学生運動同窓会）文集、第一集』1997年、参照。

できる⁽⁴³⁾。しかしこれらは例外で、編集部は応募稿を現物と照合してはいないし、本人の生死さえも確認していない。こうして『はるか…』には2名の生存者の手記が含まれてしまい、『原版』には申出が遅れ生存者1名が95年『新版』まで残ってしまった。いずれも「戦死」と思い込んだ知人による応募であった⁽⁴⁴⁾。

1950年『きけ…』を受けて学生平和団体として日本戦没学生記念会（略称わだつみ会）が発足した。これは米ソ対立を軸とする冷戦の進展が再び世界戦争をもたらし、とくに戦争の被害を痛烈に体験して平和を誓った日本国民の願いを無にすることがないようにと、占領下にもかかわらず、知識人・学生・遺族らが設立したものである⁽⁴⁵⁾。わだつみ会は、中村克郎氏（編集実質責任者）、小田切秀雄氏（編集顧問）らが常任理事として参加し、日本戦没学生手記編集委員会を継承し、『きけ…』印税の受取りと配分の責任を負うとともに、印税の一部を遺族から自発的な寄付として頂き、会の活動資金に当てた。以後運動の半世紀、わだつみ会はその思想的起源とともに財政面・運動面において『きけ…』と不可分の関係におかれている。

ここには“編集著作物”と“編集権者”以上の深い絆があり、この絆に編集著作物の源泉となる著作権者である戦没学生とその遺族（著作権継承者）が加わる。著作権は印税請求権としてはすでに期限を越えているが、それが尊重されねばならないのは『原版』編集以来、会発足以来の不変の原理である⁽⁴⁶⁾。『きけ…』が“戦没学生の手記”から背離しているならば、それは編集著作物として成立せず、日本思想の古典としての権威を失う。またそれを戦後の古典として刊行する著作権者の見識も疑われる。『きけ…』はこの三者の不可分の関係から考察されねばならない。さらにひろくこれを国民に広く長く深く読まれてきた戦後の日本思想の古典とすれば、『きけ…』を精確に、戦没学生の遺稿のみに基づいて編集し、刊行するのはわだつみ会・岩波書店・手記遺族の三者の社会的責任でもあろう。

(43) 編集委員が遺族である中村徳郎の遺稿が編集部の手元にあったのは当然である。中村勇稿は実弟中村猛夫氏がそれを筆写して提供した（現物は散逸）。さらに松岡、山根の遺族は『はるか…』当時より編集に協力を惜みず、本文に山根稿では（七字読解不能）、松岡稿では（中略）と入っているので、東大戦没学生手記編集委員会は遺稿から直接編集している。『はるか…』70、80頁、参照。現在では遺稿に基づき、山根分は「班ラシキアノ」と解説できている。松岡分は後述。

(44) 『はるか…』の51年「東大新書」版では採録者は37名、47年の『はるか…』初刷では採録者は39名だった。生存者2名（川井修治、加藤敏治）とも掲載を知って削除を請求した。『原版』の生存者分は岡本馨稿で会側の調査不十分とともに本人の申出が遅れたためである。『新版』501頁。従って採録者は『旧版』75名、『新版』74名である。

(45) 五〇年史編集委員会「史料にみるわだつみ会の設立」『わだつみのこえ』第118号。小田切秀雄「『日本戦没学生の手記』に付して」、『原版』307-323頁、は『旧版』『新版』には収められていない。

(46) 会は名称・規約・趣旨（50年、59年、82年）により平和運動の組織であるが、会と手記遺族の関係にはユニークな性格がある。運動組織である会のメンバーは「平和を守る」趣旨で参加し活動するから遺族である会員もいるが少数にとどまる。だが会は、その由来からして、また「わだつみの悲劇をくりかえさない」趣旨によって『きけ…』という思想上の共通の古典も持ち、その尊い印税を活動資金に当てていることからして、著作権者、寄付者である遺族を尊重する義務がある。

さて版權者の方では51年、東大協同組合出版部は経営難から東大出版会に吸収され、版權は『原版』6刷をもって東大出版会に移る。東大出版会は51年「三・六判」「東大新書」版で『原版』を復刊するが、事業の主体を学術出版に絞り、『きけ…』の普及に熱意を失う。50年代半ばには『原版』は入手困難となるが、学生運動のわだつみ会の方も、これを古典として丁寧に取り読み普及する努力を怠り、編集資料も中村氏の保有に任せ、会員は活動と次ぎ次ぎに卒業・就職に追われ校訂作業を放置した。

50年代末、学生平和運動の会が行き詰まり、戦争体験・学徒出陣世代が中心となってわだつみ会を再建するが、再建に当たっての最初の課題は『きけ…』の復刊と普及であった。そこで会は59年、「カッパ・ブックス」版で光文社から『原版』を復刊した。この「カッパ・ブックス」版は再建当時「新版」と銘打ったが、手記の本体は変わらず、戦争を知らない世代のために多くの「割注」「別注」を施した。この形式は以後現行『新版』に至るまで変わっていない⁽⁴⁷⁾。ここで会は「監修者」となり、版權者は東大出版会と光文社の二社となり、『原版』は「東大新書」版と「カッパ・ブックス」版の並行出版となる⁽⁴⁸⁾。

再建期の会は63年、『第二集・きけわだつみのこえ』を編集し、刊行した。これは49年『原版』の姉妹編であり続編である。これは当初、戦没学生の手記に限らず戦没青年の手記を編集すべきである、との意図から企画されたものだった⁽⁴⁹⁾。しかしながら戦没青年の手記の応募稿が少なく、内容も『原版』に対応する水準に達しなかったため、当初の企画を変更し、49年当時、紙の割当てで頁数を制限されたため『原版』への掲載を割愛せざるをえなかった応募稿より、『原版』採録者9名を含む33名を復活させ、新規応募稿（編集者発見分を含む）18名分よりの14名を加えて、戦没学生47名の「続編・日本戦没学生の手記」を編集した⁽⁵⁰⁾。

この本は最初は『戦没学生の遺書に見る15年戦争』を表題として、1931年満州事変から始まる日本のアジア侵略の反省を強調する趣旨をこめたが、68年に『第二集・きけわだつみのこえ』と改題し、59年当時「新版」と称した光文社版を『第一集』として両者の姉妹関係を明示した⁽⁵¹⁾。会は

(47) これは再建に奔走した山下肇事務局長の努力による。59年10月20日、『原版』刊行10周年記念に光文社版『きけ…』(当時「新版」)を刊行、その日に再建わだつみ会の第一回総会を開いた。昨年、光文社は会社設立60周年記念出版にこのこのカッパ・ブックス版『きけ…』を当時のまま復刊した。

(48) 光文社は一時期、文庫版を刊行した。

(49) 49年『原版』には当時から、これは徴兵猶予の特権学生の手記である、戦争の悲劇は勤労青年においてこそ甚だしかったのではないかと、という批判に答えようとしたものである。61年には会員を含めた人々の努力で岩手県の『戦没農民兵士の手紙』、岩波新書、が刊行された。その後69年、立命館大学に設立した(53年)本郷新作『わだつみ像』が全共闘系学生運動の破壊するところとなり、「大学解体」を求める急進的な学生運動を契機に学生運動が退潮し、70年代からは会は次第に市民平和運動の組織に移ってゆく。

(50) 『第一集』と『第二集』の両方に採録された9名の手記はそれぞれ内容が重複しないように選ばれた。板尾興市、和田稔稿の一部に残った重複分は03年『新版・第二集』で削除された。

(51) 『第二集』編集の趣旨を説明した阿部知二「『戦没学生の遺書にみる15年戦争』はしがき」は『新版・第二集』に再録されている。そこでは再建期に強調されたアジア侵略の反省の観点が明記された。岩波文庫版では『第一集』には「第一集」の限定は付かず、『第二集』には「第二集」が表題の頭に付記され、光文社版ではともに「第一集」「第二集」が頭に付記されている。

そのときに光文社版について『第一集』『第二集』双方の編集者となった。

『きけ…（第一集）』が古典の文庫シリーズとしてわが国では最も権威ある岩波文庫に組み入れられたのは82年であり、続いて88年『第二集』も同文庫に入った⁽⁵²⁾。これは平和運動を推進する会にとって喜ばしくも画期的なことだった。岩波文庫版は光文社版を継承したが、東大出版会、光文社二社の了承をえたもので、ここに『第一集』は三社、『第二集』は二社からの並行出版となる。

この82年岩波文庫版『きけ…（第一集）』は49年『原版』と実質的な内容と構成は変わらないが、文中の注解は光文社版に従い、末尾の「解説」「あとがき」などは『原版』、光文社版のそれぞれと異なっている。ただし細部の校訂は光文社版の方が行き届いており、岩波文庫版のほうに誤りが多く残っていた。『旧版』がこの時点で訂正すべきであった箇所は、細目を除き、1) 占領下の自主検閲と推定できる佐々木、高木2名の改竄部分の復元、2) 生存者手記（岡本稿）の削除、3) 柳田、昭和17年1月29日日記の脱落の回復、の三箇所であった⁽⁵³⁾。

2 95年、『旧版』=『原版』を絶版とし、『新版』を編集した経緯

『きけわだつみのこえ（旧版=原版）』はこうして日本思想における戦後生まれの古典と認められ、半世紀にわたり約二百万人近い人々に読みつがれ、愛されてきた。その編集の精度については、49年当時からあった冒頭の渡辺一夫「感想」をめぐる疑問をのぞけば、大きな疑惑はなかった⁽⁵⁴⁾。渡辺「感想」とは、『原版』の学生編集部が「平和への訴えとしたい」と示唆した編集方針に対して、「かなり過激な日本精神主義的な、戦争謳歌にも近いようなものまでも全部採録するのが公正である」と主張したが「痛ましすぎる声はしばらく伏せたが方がよい」と考えこれを撤回、編集方針を「適切である」と了承した、という内容のものである。渡辺「感想」は後に詳しく吟味するが、戦没学生の手記を“平和の訴え”として編集する『原版』の編集方針は成功し、それゆえにこそ本書は長く、広く、深く戦後読みつがれてきたのであった⁽⁵⁵⁾。

このように49年刊行以来『きけ…』の『原版』は30年以上国民に読み継がれ、その実績に立って日本思想の“戦後の古典”の地歩を確保し、82年、岩波文庫に収められた。この『きけ…（旧版）』は『原版』と同じく48年9月、東大協同組合による戦没学生手記募集に依って応募した309名の応募稿から編集された編集著作物であって、この応募稿原則そのものが疑問とされたことは会内外を

(52) 岩波文庫入りは59年復刊にあたっての会側の希望だったが、59年時に提案したときには岩波書店側から「まだ古典として熟していない」と断られた経緯がある（山下氏）。

(53) 経常的な校訂作業は会員の信貴辰喜氏が担当した。1) 2) 3) 項の訂正責任から言えば、1) 検閲承認・赤字修正は中村責任、2) は本人責任、3) は岩波書店、わだつみ会双方責任であろう。

(54) 森有正「人間と人間を結ぶ絆」前掲『わだつみのこえに答える』所収。原遺稿の本人誤記は別としても、転写における応募者の誤り、応募稿の転写における編集者の誤りは常識からしてありうる。渡辺「感想」については4で分析するが、戦没学生の手記に直接触れる機会を得た人からの批判もあった。根拠の明確なものに、上原稿につき、森岡清美「戦没者の手記——その原本の保存の提言」『本郷（吉川弘文館）』1995年5月号、松岡稿につき、森馨子「戦没学生の手記」「死者の〈こえ〉に聴け」『わだつみのこえ』第90、95号、がある。

とわず、一度たりともなかった。

ところが95年、古典としての“評価が定まった”と会内外で認定されていた『旧版』（＝『原版』）が、編集者である会（当時理事長、高橋武智氏）により著作権者の同意もなく突然絶版に付され、これに代わって『新版』編集の企画が立てられ、『新版』を同年末までに刊行するという慌しい事態が生じた⁽⁵⁶⁾。前節にみた『旧版』の欠陥はそれまで放置されていたから、これは経常的な校訂作業の延長ではなく、「改竄疑惑」という『旧版』の権威について想像できなかった事情が発生したためであった。

『新版』刊行によって、「日本戦没学生の手記」に関し『原版』以来続いてきた応募稿に基づく編集の原則は否定され、原遺稿に基づく編集の原則が初めて宣言されたこととなる。『新版』あとがき——「新版刊行にあたって」——はこの転換の成功を自負して言う。

「この新版は……初版本〔原版〕を抜本的に改訂して遺稿の元のままの内容と姿とを可能な限り復元したものである。……旧諸版の読者には元来の遺稿とはこういうものであったかを知っていただいて……」「新版の第一の特徴は遺稿本文の確定、いわゆるテキスト・クリティークを厳密に行ったことである」「第二の特徴は……なによりも原文に即して改訂することを通じ、その軌跡〔戦没学生の苦悩の軌跡——岡田〕を読者が味読できるような新版を作り得たと、私たちは自負している」⁽⁵⁷⁾。

『新版』はこうして『きけわだつみのこえ』の“決定版”と銘を打って書店から売り出され、会によってそれを宣伝されて売り上げを大幅に伸ばした⁽⁵⁸⁾。

(55) “平和の訴え”という『きけ…』の編集方針は確固たるものがあつた。これは先行する47年『はるか…』がヴィットコップ編高橋健二（抄）訳『ドイツ戦没学生の手紙』岩波新書、1937年、を範にとり、祖国を信じて戦いつつも最期まで学芸を志した学徒兵の“人間性の訴え”を基調にしたのに対比して、範をエラスムス『平和の訴え（平和女神の嘆き）』1517年、にとり、切迫する戦争の危機に対抗する意図を明確にしたものであつた。この編集方針によって同じ戦没学生の記録である52年刊行の白鷗遺族会編『雲ながるる果てに（一戦没飛行予備学生（第13期生）の手記）』前出『ああ同期の桜』とは異なって平和運動、思想運動上の意義を持った。戦没学生の代表性で言えばあるいは70年刊行の小田切秀雄、窪木安久編『日本戦没学生の遺書』読売新聞社、の方が代表的かもしれないが、これはまったく編集方針が不明確で「記録」だけをめざしたもので感銘が薄い。

(56) 『旧版』を絶版とし『新版』を刊行する会の方針は、正式には95年3月の臨時総会の決定から始まる。校訂責任者で当時副理事長の藤本治氏は、『旧版』への疑惑を払拭するために、本格的な『新版』を編集する必要がある、岩波書店側の了承をえて、本年末までに刊行する、と述べ、「これから（3月から）実質的な校訂作業に着手する」と決意を述べている。『わだつみ通信』第34号。『きけ…』の校訂を経常的に行なってきた信貴氏は、「大改訂」に方針を急変した会執行部に疑問を抱き、時期を優先させた—“戦後五十年の節目”、『新版』3頁—改版は実施できない、などの理由から退会の止むなきに至つた。

(57) 『新版』497-499頁。高橋武智「よみがえる『わだつみ』の力：『文春』誌上の保阪氏を駁す」『論座』1997年11月号。

(58) 藤本「新版『きけわだつみのこえ』をめぐる；原文のまま再現された加害体験」『週刊金曜日』1996. 3. 29.

予想もできなかった事態の急展開は、93年8月、NHKTVが放映した『長い航跡——五十年目のわだつみの声』が、中村氏宅に保存されていた49年『原版』の最終編集稿＝筆写稿を映し出したことから始まった。カメラは『旧版』冒頭の上原良司の筆写稿に黒線削除が入り、「日本を昔日の大英帝国の如くせんとする（私の理想は空しく敗れました。）この上は只、日本の自由独立の為喜んで命を捧げます。」が削除されている場面をクローズアップし、NHK記者が削除を指摘すると、黒線を入れた本人の中村氏は当時を想起しつつ「いまから考えれば削除する必要はなかったかな」と答える。編集責任者が「遺稿操作」を認めたかのような発言は会内外に衝撃を与えたが、会（執行部・理事会）への衝撃は特に大きかった。会と会員は、『旧版』結局は『原版』の編集はすでに歴史の過去（会設立以前）のことであり、それは「誤りなく編集されている」と信じてきたからであるし、編集資料、応募稿がなお中村宅に保存されていたことは会員の殆どが知らなかった。「改竄疑惑」は直ちに払拭されねばならない。これが編集者である会の判断であった。

しかしそれだけではない。『原版』は歪曲なく編集されていたのか、との渡辺「感想」に由来する漠然たる疑念は会の設立初期からあった。この「感想」に由来する不安が、戦後平和運動におけるアジア侵略反省の視点と結合して、『旧版』ではそれが恣意的に無視されていたのではないかと、との疑惑に連なる。『旧版』はたしかに、学芸を志した学徒兵の戦争被害意識を基調としている。侵略反省は『第二集』編集で重点とした視点だったが、それでも『第一集』『第二集』の二冊の『きけわだつみのこえ』には当時植民地だった朝鮮・韓国、台湾の学徒兵の記録はない。90年代、会はこの課題に取り組んでいた。「感想」に由来する疑念はNHKTVに由来する疑惑と重なった。これは、93年の「改竄疑惑」を「原遺稿で正す」とは異なった観点であって、すでに63年『第二集』で実施した方針を49年『第一集』の編集に遡って実施すべきであった、とする観点である⁽⁵⁹⁾。

だが『旧版』を絶版とし、『新版』を“決定版”とする措置の原因と結果を考える時、最大の不幸は、これが本来一致調和すべき編集者・わだつみ会、版權者・岩波書店、著作権者・遺族の三者の間に深刻な亀裂を生じさせ、今もって三者の亀裂が十分に修復されていないところにある。

この亀裂の淵源は前年のわだつみ会役員人事をめぐる会の内紛にあった。94年、会総会は23年間続いた中村理事長と中村支持遺族グループに替えて高橋理事長を中心とする新執行部を選出した。この経過と是非の評価は本稿の立ち入るところでないが、冷静に言って、これは、93年の学徒出陣50周年キャンペーンを推進した会内の「行動的活動家」群と戦没学生手記の由来を強調し「長期献身の理事長を支持する遺族」群の主導権対立で、ともに運動に熱意を捧げる「まじめな会員同士」の内紛だった⁽⁶⁰⁾。この長期理事長である中村氏が同時に『旧版』編集責任者であったために、会

(59) 藤本氏は「日本の国家および国民の戦争責任が内外できびしくとわれている今日の状況からすれば、初版（『原版』）の編集方針は一面的ではなかったか」と言い、これを『旧版』絶版の一つ根拠とする。「『きけ…新版』の刊行にむけて」『わだつみのこえ』第100号。これは渡辺「感想」に拠った『新版』編集のもう一つの動機であり、「新版刊行にあたって」『新版』504-507頁、に繰り返されている。

(60) 会執行部側の94年役員交替の説明（弁明）は『わだつみ通信』第32号、中村支持者側の説明（反論）は、いまいげんじ『きけわだつみの怒りのこえ』1996年、参照。

執行部は「改竄疑惑」も「感想疑念」も慎重な検討吟味なしに“中村失政”と受け止め、前年の
中村排除を正当化できる理由とし、他方中村支持者はすでに古典の評価を確立していた『旧版』の絶
版措置を執行部の“悪意ある追い打ち”と認識した⁽⁶¹⁾。

こうして『旧版』絶版と『新版』刊行について、1、『新版』編集の典拠の応募稿から原遺稿へ
の転換はいかに行われたか、それは成功したか失敗したか、2、『旧版』は改竄されていたか、ま
た渡辺「感想」に由来する疑念は裏付けられたか、否か、3、会の人事内紛はこの措置にいかに関
わったか、現在までいかに関わっているか、を逐次検討してゆかねばならない。この検討の目的は
編集者・版權者・著作権者の三者の一致と調整を回復し、本稿の主人公である『きけ…新版・第一
集』を可及的に原遺稿に従って精確に編集し直して、後世に伝えることにある。これは95年『新版』
編集の本旨でもあった筈である。

3 『新版』編集の致命的欠陥

『新版』は応募稿からの編集を原遺稿からの編集に切り替えたというとき、その中味を分解し、
それぞれに吟味してみよう。『新版』後記「新版刊行にあたって」498-499頁と『新版』「凡例」7
頁によれば――

- ①『新版』の本文は遺稿の原文通りであり、遺稿からの引用の編集者責任を明らかにするため、
編者による省略記号……………を使用した。編者はそこで原遺稿と照合している。
- ②原遺稿が得られない場合、典拠の「テキスト・クリティーク」を厳密に行って、遺稿本文を
確定または推定した。
- ③「テキスト・クリティーク」の対象はイ）遺稿現物、または写真コピー、ロ）49年応募稿の
筆写稿、ハ）その謄写稿、ニ）個人遺稿集（公刊物、私家版）、ホ）その他の資料で遺稿に
忠実であると推定できるもの、ヘ）『はるか…』『地のさざめごと』など『きけ…』採録の戦
没学生遺稿に忠実であると推定できるもの、である。

遺稿現物、ないし写真コピーは遺稿そのものであり本人筆跡が疑問とならない限り、学術上い
わゆる「テキスト・クリティーク」の対象とならない。すなわち、編集典拠は（A）原遺稿とそれ
に準じるもの、と（B）原遺稿ではないがそれに準じると推定しうる二次資料とに分かれる。『新
版』編集者は「テキスト・クリティーク」によって「遺稿原文を確定できる」かのごとく主張し、
「厳密なテキスト・クリティーク」によって『新版』本文を遺稿原文通りに確定し、それを全頁にわ
たる引用記号……………で明示した、とする。しかしながら「テキスト・クリティーク」の学術的な概
念からしてこうしたことは不可能である。「テキスト・クリティーク」は原文批評、原典批評と訳
されるが、これは、著者手稿ないしは著者認定の刊行物（原テキスト、Urtext）が失われていて、
写本ないしは著者認定を欠く印刷物しかない場合に、後世が「原テキスト」を可及的に復元し得る

(61) 『旧版』の絶版と『新版』の編集が会内人事紛争と一体化したのは、肝心の『きけわだつみのこえ』にと
って不幸な事態となった。

良好な「テキスト (Text)」をいくつかの写本 (一冊の場合もあろうが) を考量して定本 (底本) と決定することを意味する⁽⁶²⁾。

従って『新版』を応募稿ではなく原遺稿に基づいて編集するには、なによりも原遺稿そのものを収集すべきである。戦没学生の本人手稿こそ原遺稿であるがその写真コピーもこれと同様に扱える。だからイ) の「テキスト・クリティーク」はありえない。そして二次資料ニ) ホ) ハ) はいかに「厳密に」実施しても遺稿本文たりえない。それは結局は原遺稿の近似物にとどまる。かくて典拠では応募稿のロ) 筆写稿, とハ) その謄写稿が問題となるが、2001~02年の遺書展で確認できた原遺稿と比較考量するとき筆写稿, 謄写稿の誤りは例外的で『原版』の応募者と編集者の善意ある転写を確認できた。こうして典拠のロ) とハ) はイ) 原遺稿に準じて扱うことができる。

これに対してニ) ホ) ハ) はすべて「厳密なテキスト・クリティーク」を要する二次資料である⁽⁶³⁾。そしていかに厳密でも「テキスト・クリティーク」をもって遺稿を原文通りに復元することはできない。ロ) ハ) の例外を除けば「テキスト・クリティーク」を適用すべきは二次資料, ニ) ホ) ハ) についてである。

(1) 典拠の不足, 遺稿からの編集の省略記号…………… (凡例) の虚偽, 原遺稿と応募稿

『新版』編集部 (校訂委員会) による編集の致命的欠陥は、まず、戦没学生74名の手記を遺稿本文から編集すると広言しながら、実際には95年当時、編集者が照合できた遺稿で確認できるのは、全遺稿 (『きけ…』各人手記の典拠となる) としては1名 (上村元太) 分のみであったことから始まる⁽⁶⁴⁾。この原遺稿提供者の厚意にもかかわらず、上村稿の読み違いは酷く、イ) 遺稿からの増補で「軍隊では不用で寝込む筈だのによく夢をみる」125頁、とあるが原文は「軍隊ではつかれて寝込む筈だのによく夢をみる」である。「つかれて」を「不用で」と解読したのはどうしたことか。

⁽⁶²⁾ Textkritikとは「写本あるいは印刷本の形で残っている作品を可能な限り原作者による本来の原典 (Urtext) の形に再構成」する研究で、対象は「口承本, 写本, 伝承本, 印刷本である」『ドイツ言語学辞典』紀伊国屋書店。ただし、宮沢賢治の草稿のように原作者が同じ事項につきいくつかの構想がある場合や、『資本論』のように本人認定の印刷本でも諸版で相違がある場合には比較考量の研究が必要となる。いずれも文献学に属する。

⁽⁶³⁾ 「厳密なテキスト・クリティーク」がいかなるものか、たまたま読んでいたスピノザ、畠中尚志訳『神・人間及び人間の幸福に関する短論文』岩波文庫、における「テキスト・クリティーク=原文批評」は参考になった。原著はKorte verhandeling van god / de mensch en des zelfswelstand、でスピノザが17世紀半ばころ (1658年頃) 書いたもの (ラテン語、一部は口述オランダ語筆記) とされているが、没後直後の『遺稿集』に洩れ、存在は確実視されていて主著『エチカ (倫理学)』に先行する『知性改善論』とならぶ重要文献と見られていたにもかかわらず、長期にわたって写本すら不明のままだった。18世紀に断片的情報が得られたが、オランダ語写本が発見されたのはようやく19世紀半 (1851-56年) になってからだった。写本は18世紀スピノザ生家改築 (1743年) 前後のものでAB二冊あり、「テキスト・クリティーク」により写本Aが良質とみなされ、現行ゲブハルト版『スピノザ全集』1924年、はこれに従う。畠中氏の解説、岩波文庫9-49頁はこれを底本とするが、異見も述べている。ゲブハルト版『短論文』本文 *Spinoza Opera I*, herausg. Gebhardt, 1972, はオランダ語、解説はドイツ語で、「テキスト・クリティーク」はTextgestaltung, テクストの成立、となっている。

⁽⁶⁴⁾ 平野英雄「戦没学生の遺稿・その戦後五十年——校訂作業の中で——」『わだつみのこえ』第100号。

おまけにこの箇所は読み違いの上に二行ダブって印刷されている。信じ難い校正ミスだ。出版者のチェックもおざなりだ。ほかにも「ひたって」を「いたって」とよんだり「おほひ」を「おほほ」とよんだり、旧かなが読めないお粗末だ。

加えて、遺族が会員である上原良司の遺稿はよく保存されていて照合可能なのに、「所感」「遺書」はコピーを典拠にしてはいるが、増補分はすべて二次資料『ああ祖国よ、恋人よ』を典拠としたために『新版』はその誤りを全部（13箇所）引き写している。同じく遺族が会員理事である柳田陽一の遺稿（97年柳田陽一遺稿・遺品展を機に会にすべて寄託された）は、95年にも照合可能であったのに、脱落（42年1月29日日記を除く）を含む3箇所が訂正されていない⁽⁶⁵⁾。すなわち、遺稿原文を典拠とするもので確実なものは1名、一部照合が1名である。すくなくとも私の調査ではこうなる。

74名中、遺稿原文がわずか1～2名分しか照合できなかったのに、いかにして『新版』を応募稿からでなく、原遺稿から編集できるのか。『新版』はその典拠があまりにも不足していたため（1名/74名）に完全に失敗した、と断定できる。ましてや省略記号は虚偽である。編集者は全頁にわたり原遺稿と照合したかのように振舞うが、それは読者を欺くものでしかない。佐々木一人一日の日記（43年5月14日）を参照しただけでも『新版』の凡例がウソであることが判明する。

さらに照合できた筈の遺稿にも当たっていないのはどういうことか。松岡欣平の遺稿は以前に森氏の調査により会機関誌上で『旧版』と比較検討されていて、会員には周知の筈だが、イ）遺稿に従っていた『旧版』150頁の「昭和五年」を『新版』219頁は「昭和三年」に変更（改竄）し、また遺稿から「阪妻の熱演によるためか」を復元しているのに、『旧版』の（中略）のうち遺稿で「時代は日清日露の役前後、明治中葉、場所は九州小倉の街、時代と場所の選定がよかったのが成功の因の一つであったろう。」の部分は復元されていない⁽⁶⁶⁾。照合可能な遺稿に当たってもいなかった場合は計3名（柳田、上原、松岡）である。松岡の遺族は『はるか…』以来ずっと遺稿原文を会に見せていたと思われる⁽⁶⁷⁾。

今日の会は2001～02年、大阪・京都・東京での遺書展を実施して戦没学生遺稿を可能な限り一堂に集結し、展示遺稿返却後、改めて「わだつみのこえ記念館」のために保有する遺族に遺稿の寄託を求め、現在74名中19名の遺稿（コピー含む）を典拠として照合可能となっている。95年当時にはこれがなかったから編集者は全巻に編者の「省略記号……を使用する」などと公言して読者を欺いてはいけない。古典の編集者、校訂者は典拠に謙虚で誠実でなければならない。それとも原遺

(65) 『わだつみのこえ』第107号。

(66) 森馨子、注（54）参照。日清日露戦争・軍都小倉などは内容上「阪妻」より注目すべきではないのか。松岡の遺稿、とくに静岡高校時代の日記を読むと本人がいかに映画に熱中していたかがわかる。柳田の遺稿・遺品には当時の映画・演劇の貴重な記録が大量に遺されている。戦没学生の個性や時代を復元するにはこうした遺稿の精読が編集者にとって不可欠である。

(67) 著作権者である手記遺族には編集者＝会への遠慮がある。上原遺族は上原戦死の場所を「嘉手納湾」（『新版』17頁）、とあるのを会に直接に「訂正要求」をせずに遺族同士の会話のように（間接に会執行部に）「嘉手納湾ではなく嘉手納沖ですね」と訂正を求めた。もちろん『新版』は『旧版』の誤りをそのまま放置している（大塚晟夫では新旧版とも嘉手納沖となっている。旧263頁、新362頁）。佐々木泰三氏にも実兄の遺稿を採録、掲載してくれている編集者には遠慮がある。

稿からの編集原則が実施できないのを熟知した上での凡例なのであろうか⁽⁶⁸⁾。

『新版』編集部（校訂委員会）は、95年3月、『旧版』を絶版に付し『新版』を年末までに刊行する、と決定した時点において、確実な編集典拠は何一つ準備していなかった。はじめには二次資料、公刊物があっただけで、上村分はその後に提供された。編集作業は「引き返すわけにはゆかず、進むことも難しい窮状」にあったと藤本氏は回顧するが、それが実情であったろう⁽⁶⁹⁾。この3月の時点では、会保有の応募稿さえ行方不明で編集部はこの一部分に過ぎない口）ハ）さえ使用できなかった。だから会執行部は排除した中村氏の保有する遺稿・応募稿の借覧を依頼せざるをえなくなる⁽⁷⁰⁾。しかし中村氏側が、自ら責任もって編集しすでに古典の評価を得ていた『旧版』を根拠もなく絶版にし、理事長職から追放した会執行部に協力する見込みはない。

執行部のこの「窮状」をいささか打開したのが会保有の応募稿（筆写稿・謄写稿）の偶然とも言える「発見」である。『新版』は予定通り12月に刊行されたから最終稿の引渡しを9月とすれば、3～6月の間に会員菊地信彦氏宅の保存資料からこれが発見され、これを「虎の子」の典拠として夏季に集中して『新版』編集作業が進む。行き詰まっていた編集部がこの発見に活路を求めたのは言うまでもない。菊地氏は60年代会実務中心にあった古山洋三事務局員の友人で、彼から重要書類を預かり、その中に『第二集』編集のため分割された筆写稿と謄写稿が含まれていた⁽⁷¹⁾。

ここで応募稿の口）筆写稿とハ）謄写稿、とくに『新版』編集部が命綱と頼むハ）謄写稿について説明しておく。これは先に述べたように応募者309名中候補作に選ばれた約160（161～164）名分の謄写稿から成っており、筆写稿には候補作、採録作のうち欠けるものがあるが、謄写稿にはほぼ全員分がある。筆写稿セットは一部のみだが謄写稿セットは複数部（何部か不明）ある。ただし複数部のうちどれが基準かは判断は困難である⁽⁷²⁾。95年当時これらは中村保有を主体に、一部が会保有となっていた。『新版』採録者で言えば、中村氏保有が筆写稿55名（71名中）、謄写稿が74名、会保有が筆写稿16名（71名中）、謄写稿46名であった。筆写稿、謄写稿は当初（50年代から）全部——他の手記編集委員手元分は不明——を中村氏が保有していたが、63年『第二集』編集のため筆写稿のうち『第一集』の16名分、謄写稿のうち『第一集』の45名分を会事務局に移した。中村氏は全部の謄写稿を引き続き確保したから謄写稿は会への分与というべきであろう⁽⁷³⁾。

(68) 虚勢というか俗に言う「ハッターリ」である。『新版』の誤りを追及していた文芸春秋社に対して高橋理事長は「わだつみ記念館」での遺稿と全編集資料の公開をもって『新版』が原遺稿に基づく証拠＝担保としたが、回答した97年当時、原遺稿は全遺稿としてはおそらく1名（上村）分しかなかったろう。高橋『月刊文芸春秋』取材問題の経過報告』『わだつみ通信』第35号。

(69) 藤本『週刊金曜日』前掲号、63頁。

(70) 藤本『わだつみのこえ』前掲号、78頁。

(71) 藤本『週刊金曜日』前掲号、63頁、高橋、『わだつみ通信』前掲号、2頁、参照。

(72) ここで約160（161～164）名、というのは、謄写稿は不完全なセットしかなく全体像を確定できないためである。謄写稿はB5表裏に各人の遺稿が連続して印刷されている。断片のみを候補作と計算するのか、どれが基準セットか確かめられない。

(73) 「窮状を打開」した会保有の謄写稿の「発見」に際して、藤本氏も高橋氏もいずれも74名全員の謄写稿を「発見」したかのごとくに報告しているが、これまた虚勢である。

だがこれは執行部（編集部）にとっては窮状打開となったが『新版』刊行の趣旨にはそぐわない。けだし、『新版』は『旧版』の応募稿からの編集原則を原遺稿からの編集原則に転換したところに「正統性」を求めていたからである。ロ) ハ) からの編集であれば『旧版』を絶版にする根拠はない。だからもともと中村氏に応募稿を見せてくれ、とか、見せてくれないのはけしからぬ、という話ではない。『新版』編集者にはロ) ハ) からは独立に、イ) をほぼ全員について確保する責任があった。

さて、ロ) ハ) の厳密な吟味とはそのイ) 原遺稿との照合を意味するが、それにはイ) が確保されているのが前提である。実際、イ) 原遺稿、ロ) 筆写稿、ハ) 謄写稿全部が揃ったものをイ) を基準に調べると、イ) にも誤記があり、ロ) にもハ) にも誤り（転記）や判読難がある。編集者はこれらを総合して判断しなければならない。原遺稿を欠く『新版』はこうして結局、基本はハ) に依存した編集となり、応募稿原則に立つ『旧版』に追従するしかなかった。「窮状の打開」はイ) 原遺稿という『新版』が必須とした典拠の転換が破綻したため『旧版』の応募稿原則に回帰したこととしかない。『旧版』絶版の理由は何であったのか。

いやそれだけではない。事柄はむしろ深刻でさえある。応募稿原則で編集された『旧版』は当然ながら75名全部の戦没学生の応募稿を確認している。中村氏はその証拠を半世紀も保有し確保していた。ところが同じ応募稿原則に立つ『新版』の典拠は極めて不十分で、確保した謄写稿は74名中の45名、全体の3／5程度のものであった。残り29名の本文はこのハ) さえなく、『旧版』をそのままに——自称する「クリティーク」なしに——引き継ぐほかなかった。すなわち『新版』は応募稿編集原則に回帰し『旧版』に追従したが、その根拠は『旧版』より格段に薄弱となった⁽⁷⁴⁾。

典拠の劣化は謄写稿による増補において新たなる問題をひき起こす。増頁による『新版』の増補はおおむね成功していて、中尾武徳、山根明、市島保男、三崎邦之助、稲垣光夫（『はるか…』からの増補）など充実している。しかしながら『新版』が「旧版の読者に元来の遺稿とはこういうものであった……という新たな発見」を求めるとき、それは実際上は謄写稿（『旧版』典拠の一部）に初めて接して驚いた編集者の“新発見”にすぎない。イ) 原遺稿からの増補は上村分だけだ。加えて、95年当時、ロ) ハ) のいずれも欠いていた中村勇、武井脩、長谷川信、大塚晟夫などの手記につき改めて原遺稿・筆写稿・謄写稿を読むとき、これら増補に勝るとも劣らない立派な手記が大量に残っているのがわかる⁽⁷⁵⁾。こうした『新版』増補は、応募稿原則からしても、公正とは言えず偏頗、独断のそしりを免れない。

さてここまでは『新版』原遺稿編集原則の破綻と『旧版』応募稿原則への復帰、その劣化についてのべたが、ここでイ) 原遺稿とハ) 謄写稿との著しい例外的な乖離の場合を取り上げざるをえな

(74) 信貴氏は謄写稿に過度に依存しないように編集部に警告した。

(75) 95年時点で筆写稿、謄写稿ともに欠けていたものは20名、片井澄、田坂徳太郎、真田大法、市井柔治、中村勇、武井脩、加藤晨一、平井聖、佐々木八郎、松岡欣平、中村徳郎、西村健二、生駒隆、岩ヶ谷治祿、長谷川信、林市造、大塚晟夫、林憲正、蜂谷博史、鈴木実である。うち佐々木、松岡、中村徳、大塚の原遺稿はその後照合可能となった。

い。原遺稿原則と応募稿原則とは異なるのであって、宣言した原遺稿原則をやめて応募稿原則に復帰するのも簡単な作業ではない。このイ)とハ)の例外的な不一致が田辺利宏と篠崎二郎の場合である。『新版』は応募稿原則から原遺稿原則への転換を宣言し、原遺稿がなくて行き詰まり謄写稿に飛びついて再転換したために、田辺、篠崎について独自の難問を発生させた。

まず田辺の場合である。田辺増補はハ)謄写稿から行われたが、40年1月5日日記、58頁、の内容が典拠であるイ)原遺稿には存在しないのである。これは原遺稿原則からは捏造となり由々しい一大事となる。つまり『旧版』の編集原則ならば訂正の必要はないが『新版』の増補であるので、これが捏造となった。削除するか、編集し直すかしかない。これは95年当時『新版』校訂委員の間で論争となり、校訂委員であり田辺利宏『夜の春雷』の編集者でもあった信貴氏が、イ)を忠実に再現したニ)『夜の春雷』に従うべきであると主張したにもかかわらず、藤本氏はハ)に固執した。自称する「厳密なテキスト・クリティーク」で正しかった二次資料、じつは原遺稿、が退けられ、イ)を基準にすれば誤ったハ)が採用された。これは「厳密」とか何とか言う以前に単なる錯乱ではないか⁽⁷⁶⁾。

篠崎の場合も同じくハ)とイ)の矛盾なのだが、これは増補ではなく『旧版』の継続なので単純に捏造とは言い難い。篠崎の39年3月15日手紙、『新版』93頁、で、「今夜は月の美しい夜だ。征旅の身に、戦友の不幸、自分は！もし！妻はどうなるだろう……。生涯自分の妻であってほしい。永遠に。ひとりよがりかなあ——。月にものを言ったんだよ、失礼。」とある。これはハ)に拠る。だがイ)遺稿では「一度嫁いだお前だ。あくまでも篠崎家の一員として小生の意志を継いでもらいたい。永遠に二郎の妻であって欲しい。今夜は静かだ。青々とした月だ。ひとしおお前を胸近くに感じる心静かな夜だ。」戦中の愛情表現としてはイ)の方が真実である。このようにハ)でも「クリティーク」が必要な場合があるが、それが可能となるのはイ)があればこそだ⁽⁷⁷⁾。

(2)「テキスト・クリティーク」と二次資料

『新版』編集者は、編集にあたって逐一その典拠のすべてに「厳密なテキスト・クリティーク」を施して「遺稿本文を確定」したと称する。遺稿を事実上上村一人分しか保有せず何を証拠に73名の「遺稿本文」を「厳密に」確定できるのか。その上村の解説さえ誤りに満ちている。二次資料の「テキスト・クリティーク」に至るや佐々木八郎について詳しく検討したように、「『新版』刊行にあたって」498頁、は素人をあざむく釈明に過ぎず、“遺稿と照合した”ような幻想を読者にふりまく引用記号(省略記号のこと)……………は虚偽でしかない。

私は古典研究者でも古文書学者でもないが、すでに見たように通常「テキスト・クリティーク」とは『源氏物語』や『古今和歌集』のごとく原本そのものは失われて久しく、現在ではその古写本

(76) 編集部は田辺稿ではハ)によってニ)を斥け、松岡稿ではハ)によってハ)を斥ける。いずれも原遺稿編集原則を否定する。

(77) これは戦没学生の夫人宛手紙約600通を読み通して得た本人の夫人への抑えた愛情表現からの結論である。応募稿原則の難しさの一つに、応募者と遺稿保有者が異なることから起こる場合がある。篠崎の場合、応募者は実兄で、遺稿原文の保有者は手紙の名宛人の夫人寿子氏である。実兄が推察した夫人への愛情表現は憶測だった。

を古典の典拠として代用せざるをえない場合に、いくつかの古写本を比較考量してその中から、出所の由緒、編者・筆写者の権威、原本が作られた時代との間隔などから、その優劣を定める学術的操作である。そして相対的に優れた写本（大島本や二条家相伝本など）が定本（決められないこともある）とされ、刊行の底本ともなる。この「クリティーク」はいかに「厳密な研究」でも原文 Urtext を確定できない。それは限界のない研究である⁽⁷⁸⁾。だから「テキスト・クリティーク」は“厳密に実施済み”などと高姿勢で読者を威圧すべきでなく、「学術的な比較考量によって」慎重に行うべきものである。そこには必ず批判がありうるからだ。

さて本来の二)ホ)へ)、二次資料の「テキスト・クリティーク」の分析に移ろう。『新版』が典拠とし、参照した個人遺稿集は、大井『愛と信仰の手紙』、田辺『夜の春雷』、柳田『学道記』、佐々木『青春の遺書』、中尾『探求録』、中村徳『天皇陛下の為のためなり』、岩ヶ谷『岩ヶ谷治禄日記』、上原『ああ祖国よ、恋人よ』、林市造『日なり楯なり』、井上『ゆたけき胸の』、和田『わたつみのこえ消えることなく』などであり、集団遺稿集（アンソロジー）では『はるか…』、『地のさざめごと』などである。この中で全部ではなくとも、イ)遺稿によってチェックが可能なものは、集団遺稿集をのぞき、田辺、柳田、佐々木、中村徳、上原、和田である⁽⁷⁹⁾。

これら二)ホ)へ)について全体として注意すべきは、すべて集団遺稿集『きけわたつみのこえ』と同じく編集著作物であって遺稿全集ではなく、そこに編集者と編集方針・紙幅制約による原文の選択が介在する、ということである⁽⁸⁰⁾。これらは戦没学生の貴重な記録を後世に残そうとする善意から編集されており、遺稿の意図的な捻じ曲げ=改竄はない。ただ『青春の遺書』におけるような編集者の誤った予断はあり得るし、どこを選ぶかで重要な箇所が削除（カット）され、脱落（見逃し）する場合はいくらかでもあり得る。さらに構成や校訂の精粗は大きく編集者（ときに出版者）の細心に依存する⁽⁸¹⁾。

次に留意すべきは戦没学生遺稿集がほとんど「戦中に書かれた手記」を「戦後に編集刊行したもの」であるという性格である。その間には戦争と平和に関し、日本社会の長所と短所に関し、大きな根本的とも言える“価値転換”があったからである。『きけ…』の成功は、戦中に記された戦争への批判と疑問の“事実”を学徒兵の真の苦悩として“そのまま”収集し、それを戦後の価値転換をリードする明確な“平和の訴え”という方針の下に編集し、両者を結合して深い感動をよんだところにある。いずれを欠いてもこの成功はなかった。『きけ…』が編集方針を堅持しつつ、同時に戦中の手記=遺稿に忠実に、つねに誤りなく従わなければならない理由はここにある。＜善き意図＞の＜悪しき結果＞は「クリティーク」によって排除されねばならぬ。田辺についての謄写稿か

(78) ゲプハルト版、スピノザ『短論文』にしても多くの疑問を残し注釈を要する。前掲訳、解説、注解、参照。

(79) 中尾『探求録』については原遺稿は未見である。

(80) 『渡辺直己全集』『竹内浩三全作品集』など網羅的な遺稿集もある。

(81) 『ああ祖国よ、恋人よ』には誤り、不注意（ケアレス・ミス）が多く、『きけ…』各版の方が精確である。二次資料が『はるか…』『きけ…』各版より精確である保証はない。

(藤本氏), 遺稿か(信貴氏)の対立は, 戦後観念というべき「加害体験」を“捏造”してまで戦中に遡及させるか, 戦中の事実を守ってこの手記の“真実”のゆえをもって戦後に平和を訴えるか, にあった⁽⁸²⁾。佐々木の場合, 『新版』編集者は43年5月14日日記を重視し増補による充実をめざしたのであるが, そこで「スミスのエトス論」を軸にした戦没学生の命をかけた思想を明示すべきだったのに, 佐々木を「全体主義者」「社会主義者」「国家社会主義者」と誤認した藤代氏編の二次資料を典拠としたため, 『新版』は戦没学生の本旨の二重の歪曲という致命的な誤りを犯した。この二次資料を典拠とした佐々木の歪曲を川島, 上村などの効果的な増補と総合して分析すると, そこから前項2に述べた『新版』編集の第二の顔(第一は原遺稿編集への転換の原則)が浮かび上がる。すなわち『きけ…』に, 戦後に形成された平和運動の理念を遡って盛り込みたい, という明確な意図がうかがえる。そこにはたしかに『新版』編集者の<善き意図>がある。佐々木について, 「彼は社会主義を信じ, 先取して敗戦後日本の社会主義によるフェニックスの再生を願って戦死した」と戦後平和運動ないしは戦後思想は考えたかったのであろう。その佐々木がであろうことか自由貿易と市場経済のスミスの思想を“理想のエトス”と考えていたのは藤代氏にとって認め難かった。だから藤代氏は「スミスのエトス」を見て見ぬ振りをし, 『新版』は藤代氏が残した“スミス”の名前まで消し去った。だが, 佐々木は藤代氏や『新版』編集者が想定した戦後思想の枠を超越した優れた思想を緻密に構築していた。二次資料に欺かれた『新版』の佐々木増補は<善き意図>の<悪しき結果>となった。重ねて言う。戦没学生手記の編集者は謙虚で慎重でなければならぬ。

さらにまた中村徳郎稿において『新版』が適用した「厳密なテキスト・クリティーク」とは実際には何を意味したかを探ってみよう。これは「わだつみ訴訟」, 99年『新版』8刷訂正に関連する重要事項であり, 二)とへ)についての自称する「テキスト・クリティーク」の破綻を実証する。さきにみたように『新版』編集部は中村前理事長よりイ)原遺稿, ロ)ハ)応募稿, 『原版』編集資料の借覧を「峻拒」され, やむなく原遺稿(Urtext)使用から「厳密なテキスト・クリティーク」に移ったが, 中村徳について校訂素材は二)『天皇陛下の為のためなり』とへ)『はるか…』しかなかった。中村徳遺稿は『はるか…』以来, 日本戦没学生手記編集の基礎遺稿であって『はるか…』と『旧版』において最も多く採録されている⁽⁸³⁾。編集者は『きけ…』はすでに古い過去に「原本を失った古典」と考え「厳密なテキスト・クリティーク」を行って, その「写本」の二)とへ)を由緒・権威・時代間隔から比較し, 47年刊行のへ)を86年刊行の二)に優先させた。言うまでもなく, 現に中村氏の手元には徳郎のイ)遺稿, ハ)謄写稿があるのだから「原本は失われた」という

(82) 『新版』田辺40年1月5日日記は名文句であり, 田辺の思想, 描写力の表出と推定できそうである。そして中国戦線で戦死した田辺のこの文章で藤本氏は「アジア侵略の悲惨と反省」を語らせたいのであろう。それゆえに彼はここを削除したくない。これに対し信貴氏は遺稿原文の真実こそ決定的に重要であって「捏造」は許されぬ, と主張したのだ。『新版』は藤本氏の方針を採用したが, これが手記の「捏造」となり, すこしでも「捏造」があればほかの文章のすべてに疑惑がおよび『きけ…』全体の信頼が揺らぐ。「平和の訴え」の編集方針に信念をもてば手記本文はつねに“事実”でなければならない。

(83) 中村氏が兄徳郎の遺稿を公刊すべく熱心に『原版』の編集, 刊行を推進したのは事実であろう。しかし氏の理事長職務上に欠陥があったにしても『きけ…』という現代の古典を編集した功績は否定してはならない。

扱いは成立しない。かくて会側は「峻拒」された以上は『新版』編集を断念するか、別の根拠を求めて作業を継続するほかない。そこで由緒・権威は同等なので手記＝原典が記された時点により近い時間間隔から、へ）を二）に優先させたのが浅知恵だった。

この方法の適用の結果は惨憺たるものだった。大体、47年『はるか…』は東大協同組合の立ち上がり資金獲得の営業目的の出版であり、東大学生自治会手記編集委員会も不案内でとり急いだ仕事だった。これに対し『原版』編集ははじめから成功が予想され、出版部からも編集費は豊富に支出され、募集（48年9月）から刊行（49年10月）まで1年以上あった。49年『原版』は『はるか…』を継承したが、誤りの訂正はかなり実施されていた。他方、『天皇陛下の為のためなり』はイ）を手元に『はるか…』と『旧版』を参考に編集できたから、こちらの方が遺稿に近いと考えるのが常識だ。

ところがへ）を二）に優先させたために『新版』初刷は、『旧版』43年4月「28日」を「26日」と訂正、その「第五交響曲」を「第五交響楽」と訂正、5月15日の「独善を排しなければならない」、「空威張りは総て排さなければならぬ」を「独善をやめなければならぬ」、「空威張りは総て排してもらいたい」と訂正、8月5日の「我々の最期」を「我々の最後」と訂正、44年2月12日の「トして」に「トして再び」と追加し、「種々な」を「色々の」と訂正した。こうしたへ）の優先は枚挙にいとまない。これらをイ）遺稿からチェックできる今日、いずれも『旧版』が正しく、『はるか…』が誤りであったのは明瞭である。『新版』43年2月22日は『はるか…』からの増補で、「過去及び現在の」、「内的苦悩を経験して」などは誤りで、後の方は反対の意味にとつての誤解が丸写しだ。二）が正しくへ）は誤りであった。これらは「わだつみ訴訟」で問題化し、会は法廷に提出された原告側証拠の遺稿に従って、やむなく99年『新版』8刷でこれらを『旧版』に戻した⁽⁸⁴⁾。

もう一つ、ホ）その他の『読売記事』を典拠とした宇田川増補、314-315頁を例にとって見よう。これは「昭和十九年九月二日 邦子夫人への手紙」314頁、と編集部が『新版』で説明しているところである⁽⁸⁵⁾。これは02年遺稿現物、戦闘日誌『水漬く屍』を入手し、03年邦子氏本人と面接して確認したのだが、これはこの日付の『水漬く屍』に記された「てがみ」という表題の文書であった。すなわち妻への悶悶たる思いを秘かに自分だけのノートに書き込んだものだった。こうして初めて「ここ広島は憲兵がやかましい所で手紙は郵便局で全部検閲する為に書けない」との苦衷が理解できる。邦子夫人は年末奇跡的に一時帰国、帰郷した夫のノートを読んで初めてこの内容を知る⁽⁸⁶⁾。戦没学生の手記はこのように「遺った」こと自体が貴重な事実なのである。だが、この「てがみ」は「『水漬く屍』より」と会保有のハ）謄写稿にすでに明記してあった。だから、このミスは95年時に編集部が典拠とすべきハ）の吟味を放置して二次資料であるへ）に飛びつき、それを典拠としたのが直接の原因である。どこが「厳密」なのであろうか⁽⁸⁷⁾。

(84) 中村徳稿について『旧版』、『新版』初刷、『新版』8刷（現行版）の比較に『はるか…』を加えると『新版』の言う「テキスト・クリティーク」の杜撰な内実がわかる。

(85) 平野、『わだつみのこえ』前掲号、参照。

(86) 「遺稿・遺品を訪ねて（その6）、宇田川達夫人柿沼邦子さんに聴く」『わだつみのこえ』第118号。

(87) ノート『水漬く屍』については『新版・第二集』264頁、参照。

4 『旧版』に“改竄”はなかった：筆写稿と渡辺「感想」の分析

これまでに見たように『新版』は典拠の不足と、自称する「厳密なテキスト・クリティーク」の失敗のために、致命的な欠陥を免れなかった。

では、93年当時「改竄疑惑」に実体はなかったのに会側がいたずらに「疑心暗鬼」に駆られて、典拠なしのまま短期間に『新版』を完成させたために、こうした事態を招いたのであるか。それともやはり「改竄疑惑」には確かな根拠があり『旧版』編集者は信用できなかったので、会側はこれを『旧版』の絶版と『新版』の編集によって払拭しなければならなかったのであるか。

NHKTV放映における上原良司の筆写稿に塗られた「日本を昔日の大英帝国…」の黒線削除の件を考えてみよう。この部分、上原の「遺書」は『旧版』冒頭に掲げられていたが、『新版』では後に下げられ、代わって『新版』では後に配置されていた「所感」が冒頭に置かれている。上原稿は『旧版』『新版』とも特別扱いで、冒頭掲載部分と戦没学生の配置順序に従った本文部分に分かれている。上原の遺稿とくに「遺書（日付不明）」と「所感（出撃前夜）」はいずれも感銘深く、戦没学生を代表する文章に選ばれたものである⁽⁸⁸⁾。これは『新版』における構成の変更であり、冒頭の上原「所感」と掉尾の木村「手記」の配置は『きけわだつみのこえ——日本戦没学生の手記』にふさわしい、引き締まった構成である。

だが、では『旧版』の黒線削除は改竄だったかというところではない、と判断すべきである。49年当時の編集部は応募稿の「遺書」全文の(ハ)と(ホ)を手元に持っていたし、内容は承知していた。ではなぜ「昔日の大英帝国」を削除したかという点、『旧版』は同趣旨の「所感」を本文部分で採録しているから、黒線削除は内容上の問題ではなかった、と解すべきである。黒線削除は最終稿のための分量調整のためであった。事実、『原版』は当時の紙不足割当制の下で紙幅に余裕なく、「遺書」を東大協同組合版の冒頭2頁に圧縮するためには「遺書」全文の掲載は不可能だった。ここで編集者は重複を考慮して黒線を引いたのである。そこに何らかの歪曲、改竄の意図があったとは思えない⁽⁸⁹⁾。上原「遺書」の一部の黒線削除は改竄ではなかった。紛れのない改竄は佐々木、高木の占領下検閲の放置（佐々木）と自主検閲（高木）にある。主な責任は『旧版』編集者にあるが、『新版』編集者も放置責任を免れない。ただこの改竄は二箇所のみであり経常的校訂で訂正でき、『旧版』を絶版にするには及ばなかった。改竄を除去するために改版した以上、改竄放置の責任は『新版』編集者に一層重くのしかかる。

『新版』編集部は(ロ)筆写稿を事実上問題としていない。もっとも筆写稿は95年当時、2割程度

(88) 上原は自由主義の理想と敗北後の祖国の再生を願って戦死する。佐々木の思想と共通するところである。

(89) 『旧版』82年岩波文庫版、と『原版』49年東大協同組合出版部版を比較すると、文章は同じでも本の頁あたり行数、字数が異なる。『原版』冒頭2頁に上原「遺書」を収めるには分量調整＝黒線削除は不可欠である。他方『旧版』文庫版をみれば冒頭の「遺書」は3頁にわたったため、3頁目に大きく余白が生まれ全文掲載が可能となった。『旧版』を基準にすると削除は恣意的に見え、『原版』の「遺書」の文章を分量調整と考えると不自然となったのである。ここでは文章よりも『原版』現物冒頭2頁の紙型が重要だ。この紙型は初刷本の原刷、大倉印刷所刷のもので、初刷、凸版印刷はこれを受け継ぐ。石井、前掲書、参照。上原筆写稿の黒線削除はこれに完全に照合する。

しか保有していなかったから、その分析は不可能だったかもしれない。しかし「改竄疑惑」の出発点は上原筆写稿にあったのだから、ロ)筆写稿の吟味をまったく行わなかったのは、断定はできないが、会執行部が最初から<中村=改竄>の予断を抱いていたからと思える。

『原版』の編集過程を復元しながら考察すると、ロ)筆写稿はハ)謄写稿より重要な典拠であることが判明する。上原稿に“改竄”があったか、なかったかは黒線削除の筆写稿なしには決定できない。おなじく佐々木稿と高木稿の改竄は筆写稿の赤線抹消と編集者の書き込みが証拠であるが、それでもハ)謄写稿と『旧版』を比較すれば明らかになった筈だ⁹⁰⁾。謄写稿は筆写稿と組み合わせでこそ評価できる。『新版』編集部の作業にはこの作業が完全に欠けている。

これは『原版』の作業順序を復元してみれば容易に理解できる。東大協同組合出版部は47年『はるか…』保有・収集・提供の東大110名分に加えて新たに全国から（東大を含む）199名の応募稿を得て、49年、編集にとりかかる⁹¹⁾。まず学生委員が全応募稿を読み委員会（銓衡委員会）で候補作を選びつつ、手分けして筆写する。こうして約160（161～164）名の候補作が選定される。筆写稿を謄写刷にして配布したのは委員で相談して選定し、それから編集顧問に候補を決定してもらうためである。顧問はこの謄写稿を読んで75名を採録と決定する。学生編集部員はこれを制限厳しい頁数を勘案しつつ、戦没学生の経歴を確かめながら、活字を指定し、組みを指定しなければならない。

ここで編集部は、選ばれた戦没学生75名それぞれの手記のどこを選定し削除するかを決め、総行数、総頁数を制限内に収め、印刷所（大蔵印刷、倒産騒ぎで凸版印刷に変更）に入れる最終稿に編成し、序文（渡辺感想）後記（小田切、編集委員会）を追加し、装丁、表裏表紙のデザイン、奥付を指定する作業に取りかかる（営業担当には別の仕事がある）。筆写稿はそのままそこに黒線、赤線を入れられて最終編集稿に姿を変えてゆく。つまりロ)筆写稿には二つの意義があって、学生委員が選別した応募稿の証拠となって手元に残す謄写稿のベースとなる役割と、黒線赤線が記された最終編集稿となって行く役割がある。これこそ75名選定後に編集者がさらに選定した証拠であり、ここから遺稿の精確な写しか、頁数制約か、改竄かの判断が可能となる。私はこれに依って佐々木、高木の改竄と上原の頁制約による調整を確認できた。無条件の「編集者任せ」も「疑心暗鬼」も、古典となった思想性豊かな“日本戦没学生の手記”の編集とは両立しない。

ロ)筆写稿を最終編集稿と見るとき、ここに改竄、歪曲とまでは言えないにしても、恣意的編集の有無について吟味すべき問題があった。『新版』編集部はこの可能性をまったく視野に入れていない。400字詰原稿用紙に記された筆写稿を調べれば、黒線、赤線、活字指定、配列順序指定とともに若干の戦没学生筆写稿につき編集者が原稿用紙の切り貼りを行って編集し、それをそのまま最終稿にしていることがわかる。このロ)切り貼り筆写稿をハ)謄写稿と比較すると転写された謄写

90) 95年当時の保有状況は、佐々木稿ではイ)ロ)ハ)全部欠；高木稿ではイ)欠、ロ)欠、ハ)有；上原稿ではイ)一部有、ロ)欠、ハ)有であった。

91) 応募～筆写～謄写～学生審査は同時進行であったかもしれない。編集委員だった中村猛夫氏に問い合わせたが記憶がはっきりしない、とのことだった。中村猛夫「若い人達に伝えておきたいこと」『草の根通信』第123号。

稿のほうがオリジナルとなる。さて、こうした切り貼りは恣意的な編集となるか、必要な調整を行うべき編集者権限に属するか⁽⁹²⁾。

ここでの問題稿は中村勇、武井、瀬田の三名で、ともにイ) 原遺稿はなく、これでチェックはできないが、ハ) でチェックできる。まず中村勇だが、43年12月19日の手紙、164-166頁、の最後の部分は「俺の志が単なる志に終わったとて何んの恥じることがあろう。…十二月十九日夜半」のあとに「夜ごと書物を繙く時、人生の悲哀も夜汽車と共に遠くどこかに去って行く。」とあり、終わりに「数学の傍ら——勇拝」となっている。だがハ) で見ると、このうち「俺の志が……恥じることがあろう。」と「書物を夜ごと繙く時……どこかに去って行く。」は43年11月7日午後の手紙の末尾にあったもので、ここから12月19日の手紙に移動（貼り付け）したものだ。ハ) の12月19日の手紙では「その事は心から安心してくれ。一切は之平常底、何んで言挙げすることがあろう。……十二月十九日夜半、数学の傍ら——勇拝」と終わる。同じ友人への手紙だが12月19日の手紙に11月7日の手紙の一部が挿入（転写）されている。遺稿通りではない。

瀬田稿もそうで採録は45年3月5日の手紙のみだが、最後の方に「あたら青春をわれわれは何故、このような惨めな思いをして暮らさなければならぬのでしょうか。若い有為の人々が次々と戦死していくことは堪らないことです。」329頁、とあるけれども、これは45年1月4日の手紙からの挿入（貼り付け）である。「厳密には」遺稿に忠実とは言えない。恣意的な編集か否か判断に苦しむ⁽⁹³⁾。訂正すべきは武井稿であろう。これは短く鋭い批評（アフォリズム）集だが、ハ) は、42年の「2月入営の前」から始まって「2月入営後」「便所の中で」「5月25日夜」「7月7日夜、夜間射撃場にて」「8月18日」に終わる時間系列の手記である。いずれも切り貼りは明瞭なので元の応募稿の時間系列にそって配置を替えるべきである。その方が筋が通り理解しやすい。歪曲と言えは言い過ぎだろうが恣意的な編集ではある（三者ともに印象深いところなので処置は難しい）。

筆写稿を軸に『原版』の編集過程を復元したところで、最後に渡辺「感想」を分析しこれに由来する『旧版』への「疑心暗鬼」に答えておきたい。

「感想」に由来する『原版』への疑念は整理すれば二つに分かれよう。その第一は『きけ…』の編集方針全体への批判、疑問である。すなわち“平和の訴え”という編集方針は、聖戦を信じ祖国のために勇敢に戦死した学徒兵や青年たちの多くの人々の考え、思想、信念を隠蔽し意図的に戦没学生像を歪めた、との批判である。こうした批判は49年の当初から盛んであり現在まで続いている。しかしながら、『きけ…』の諸版は“平和の訴え”という編集方針に貫かれている。『きけ…』はそ

(92) 上原筆写稿にも切り貼りがあり問題の黒線削除の所がそれである。そこでは筆写稿は遺稿の一部が抜けており、謄写稿の方が遺稿に従っている。切り貼り分は最初の筆写稿でないかもしれない。木村久の口) 謄写稿では「木村久男、経歴不祥」とあり、ハ) 最終筆写稿には「木村久男、京都大学経済学部学生…」と経歴が追加されている。明らかにハ) の方が口) より後である。イ) を基準にした口) ハ) の吟味も詰めると面倒な作業となる。

(93) 切り貼りとはいえ瀬田稿は印象も文章もこれで締まっている。

れゆえにこそ日本思想の古典となって戦後長期にわたって今日まで読み継がれてきた。これは戦時中、さらには日清日露から戦争に明け暮れた大日本帝国において隠されて来た、戦死者の、戦争への批判・疑問と祖国・民族共同体の運命の狭間に苦しむ苦悩の、偽りなき記録である。この戦時中に書かれた“手記の事実”と莫大な国民の犠牲を再び繰り返すまい、とする平和に向かう戦後日本の“再生の決意”を結合したものが『きけわだつみのこえ』の諸版である。これは学徒兵、あるいは戦没青年の思想の代表性からいえば完全でも十分でもない。あるいは優れた少数者の記録かもしれない。だがそこにこそ日本人が流血の結果えた貴重な教訓があったのである。『きけ…』はこのような編集著作物であって、渡辺「感想」は結局はこの訴えを支持し、かつて聖戦を支持した人々にも「生き残った人々は何がわかればいい？」と共感を促したのである。

第二は『原版』に何らかの恣意的な歪曲、改竄があったのではないかと、との疑惑である。『原版』は戦後の古典となり平和運動の一種のバイブルとなったから、かえってこの疑惑を消し去りたいという思いと、「平和の訴え」の編集裏面やいかにとの関心が深まる⁽⁹⁴⁾。これは応募稿309名中候補作に残った約160（161～164）名から75名を選定した過程と、採録が決まった75名の手記の編集——各手記のどこをとりどこを削るか——過程で生じうる改竄あるいは恣意的な人為工作があったか否か、に関わる。ここでは一般的な議論は無用である。渡辺顧問が読んだ遺稿＝謄写稿は現在全部会が保有している。候補作の選考は基本方針に従っている⁽⁹⁵⁾。

さて約160名から75名の選定はいかに行われたか。これを総合的に比較すれば手記の与える感銘が主要基準であったと判断できる。厚み、特徴から言って主要人物（上原、佐々木、松岡、中村徳、住吉、田辺、木村久など）の手記が先に、文句なしに選ばれ、次いで感銘度に応じてそれぞれ選ばれていったと思われる。謄写稿を見ていない人でも、『はるか…』37名から16名が『原版』に選別されたのを比べてみると経過を推定できよう。『第二集』で復活する岩田譲、西村秀八はのちに論じるとして、概して言えば“平和の訴え”が明瞭な手記は選ばれ、感銘度にやや劣る手記が外されている。

ただしこの選抜には私を含め異見は多いであろう。それは各人の感銘度評価、内容評価が異なるからであって、個人的には、『はるか…』の坂巻豊の西欧思想と天皇崇拜の矛盾論など『原版』に採録したら、と思うし、森脇富爾夫は日独連絡潜水艦での戦死者で文学検閲問題の記載からも、旧制六高による劇的な館内状況の戦後調査からも惜しい気がする。謄写稿全部を見る機会を得た人で採録洩れの矢野守が惜しい、との異見もある⁽⁹⁶⁾。池田浩平は49年には不採用だったが、その深い

(94) 「なかに生存者が含まれている」との疑惑は続いた。『新版』が本人申出によりこれを削除したのは一つの成果だった。

(95) 藤本『わだつみのこえ』前掲号、は『原版』編集当時の情勢が編集方針を歪めたとするが“平和の訴え”の方針は諸版を通して変わらない。それは『原版』小田切後記の言うように朝鮮戦争直前の情勢に照応した適切なものだった。証拠は何もないのに渡辺「感想」を改竄、遺稿操作の「疑心暗鬼」の根拠にははいけない。

(96) 保阪正康『「きけわだつみのこえ」の戦後史』文芸春秋、1999年。

思想的內容からしてこれは失敗だった⁽⁹⁷⁾。しかしながら、こうした異見はいくらでもありうる。だが選定は編集者権限であって、そこに著しい偏見が働いたとは判断できない。これはあくまでも「編集著作物」であり編集者責任のものである。『第二集』における『はるか…』からの復活も編集者＝わだつみ会自身、選定基準の相対性を自認している証拠である。選定に絶対的基準を求めてはいけない。

各人の手記の中における採否の選定（分量調整）はさらに難しいであろう。私自身、筆写稿の黒線削除、謄写稿の全部、基礎となる膨大な遺稿類を繰り返し読む時、ここをこそ採録すべきであった、と考え込むことは毎回である。中村徳、中村勇、松岡、山根は遺稿全文を参照できたのだから「なぜここが」との疑問は残る。しかしここでは著しい逸脱がない限り、編集者権限を認めるべきであって、「恣意的な編集」といった軽々しい批評は避けなくてはならない。こうした疑問や異見は、『新版』が遺稿と異なるから訂正すべきである、という批判とは別個である。渡辺「感想」が何を素材にして言われたかの吟味もなしに『旧版』編集はもともと「疑惑に包まれている」などと主張すべきでない⁽⁹⁸⁾。

ここで再び第一の問題に戻るのだが、新しい問題であるとも言える。すなわちそれは『原版』の編集方針である“平和の訴え”を認めつつ、それが偏っていないか、との疑問ないし批判に関することである。それらはすでに50年当時『原版』の大きな反響にこたえて出版された『わだつみのこえに答える』に盛られていた。その1は、この本は徴兵猶予特権を奪われた学生の苦しみを表現するが、勤労青年の犠牲こそ肝心の事柄ではないか、との疑問であり、その2は、学徒兵といえども侵略日本軍の一構成員であり、兵卒を支配した幹部将校であったとの反省に乏しい、との批判である⁽⁹⁹⁾。どちらも“平和の訴え”を認めるが故の疑問と批判である。

設立されたわだつみ会はこの二つを正面から受け止める。ここに再建期の会が『第二集』の編集に取りかかる理由があった。その1は、『原版』の勤労青年編としては成立せず、戦没学生手記の続編となった。その2は、十分とは言えないまでも、アジア侵略の反省を込めた『第二集』に生かされた。『第二集』における松永茂雄、中沢薫、勝部勝一、渡辺直己などの採録がそれである。

(97) 池田浩平はキリスト教徒でありかつ哲学書を読みふける思想家で、高知高校で「カント」と呼ばれたという。こうして池田は『第二集』に採録され『新版・第二集』で増補されたが、『原版』編集者には池田の思想は複雑で直截的でなかったと判定されたのであろう。こうして優れていたのに採録されなかった24名が63年『第二集』に掲載された。

(98) 戦争という極限状況にあって奇跡的とも言える感動的な文章が残り、それが戦後公刊されて好評に包まれる時、著者（死者）が無名であればあるほどその真偽が争われる、ということがある。『アンネの日記』や『*Letzte Briefe aus Stalingrad*, スターリングラードからの最後の手紙』などである。『アンネの日記』は裁判にもまれ、真贋鑑定に持ち込まれ、本物であると確認された。オランダ国立戦時資料研究所編、深町真理子訳『アンネの日記：研究版』文芸春秋、1994年。ピーパー、堀たほ子訳『スターリングラード；運命の攻防戦』朝日新聞社、2005年、によると後者（*Letzte Briefe aus Stalingrad*）は偽造という判定である。

(99) 竹内好「万感のなかの一感」前掲『わだつみのこえに答える』所収。

渡辺が読んだのは全遺稿ではなく、候補作の謄写稿、本稿におけるハ、であり、その約160名はほぼ確定できる⁽¹⁰⁰⁾。これら不採用の候補作と『はるか…』『第一集』『第二集』採録稿を比較する時、採録は当然とすべき感銘深い手記群を別とすれば、概して採録75名の基調と大きな差はなく、激しい軍国主義、愛国主義調の手記は見当たらない。むしろ基調は75名のそれとほとんど変わらず、学園と家族から急に引き離されて未経験の軍隊と戦争に直面した学徒兵の手記とすれば、49年『き

(100) 49年、渡辺氏も小田切氏も学生編集委員が提出した謄写稿しか読んでいない。「僕（渡辺）は、出版部の人々が苦心してガリ版にされた分厚い原稿を机の上に置き、二三枚読んだ時、黒い野原一杯に整然と並べられた白い木の十字架を見た。読んでゆくうちに、その白い十字架の一つ一つから、赤い血が、苦しげに滲み出るのを見た。このような十字架は、二度と立ててはならぬ筈である。たとえ、一基でも」。「私の見た昭和の思想と文学の五十年」『小田切秀雄全集』第16巻、勉誠出版、428-430頁。

根拠のない疑惑を払拭するため、『はるか…』『旧版』『第二集』に採録されなかった候補作の原著者（戦没学生）の名前を——白い木の十字架の列を——以下に列記する。順序は不完全なものだが、3つの謄写稿末に中村がそれぞれ振った49年番号に従った（番号がない場合は推定順序、古山の63年番号はこれとは別）。大石太（松山高等商業卒、特別攻撃戦死）、今井大吉郎（日大芸術学部、ルソン島戦死）、橋本山治（京大経済学部、麗水戦病死）、名坂久弥（青山学院専、レイテ島戦死）、山崎一治（東大文学部卒、ニューギニア近海戦死）、松村正（新京大、新京戦死）、出口幸男（神戸高等工業卒、保定戦病死）、菅生（同志社大、華中戦病死）、中津涛夫（竜谷大学文学部、壱岐戦死）、原田治（同志社大文学部卒、レイテ島戦死）、滝口吉世（京大文学部卒、復員中上海病死）、若森良一（早大理工科卒、復員中大竹病死）、樋口玄三（東北大医学部、ルソン島行方不明）、中西正四（福井高等工業、ニューギニア戦死）、溜寿（東大法学部卒、沖縄戦死）、羽塚博尚（大谷大学専、戦後戦病死）、近藤東一（東大経済学部、南方移動中戦死）、福本雅夫（小樽高等商業卒、沖縄戦死）、山口有明（佳木斯医大卒、戦後戦病死）、金森晶（福井高等工業、南方洋上戦死）、佐々木圓明（不明、掃海中戦死）、山岡芳男（早大文学部、松本戦病死）、矢野守（京大経済学部、ルソン島戦死）、勝田隆（九大農学部、フィリピン戦死）、福島正太郎（日大文学部卒、ニューギニア戦病死）、金子照男（早大文学部、特別攻撃戦死）、須賀芳宗（立教大経済学部、特別攻撃戦死）、橋口隆（京大経済学部卒、ビルマ戦死）、鷺見敏郎（大阪商大予科、特別攻撃戦死）、中川益夫（京都高等蚕糸、諏訪戦傷死）、河野博一（東京写真専、沖縄戦死）、西川恵三（横浜高等商業卒、ボルネオ戦死）、坂本和夫（上智大文科卒、戦病死）、森英一（東京農大卒、インド洋戦死）、藤川仁兵衛（東大経済学部、ビルマ戦死）、村田堅次（紅陵大政経科、レンバン島戦後行方不明）、細溪圭一（東大経済学部、不明）、岩本達雄（慶応大、ルソン島戦死）、添田利一（早大政経学部、フィリピン行方不明）、吉田忍（早大理工科卒、沖縄行方不明）、青木光雄（東大経済学部？、戦死）、長谷川聖（東京高師理科卒、マーシャル群島戦死）、末松徳高（東北大部文学部卒、ビルマ戦死）、長谷部一文（長崎医大卒、本州南方海上戦死）、粉川亮（不明）、甲斐武正（北大農学部卒、ルソン島戦死）、ほか、部分稿、本郷済、安達卓也、横山金吾、前田賢道。これらを含めて『完本：日本戦没学生遺稿集』を編集すべきかもしれない。

*合計50名。候補作数の試算、応募稿の候補作の内、『はるか…』のみ採録14名、『第一集』採録75名、『第二集』のみ採録22名、小計111名、 $111 + 50 = 161$ 名。これは一つの試算にすぎない。

け…』は例外といえず、かなりの戦没学生にとって代表的でさえあった⁽¹⁰¹⁾。選定基準は文章の感銘度であるが、自由主義を強調していても不採用のものも少なくない。概して言えば、応募手記の分量の多い人からは感銘度の高い文章を選ぶ可能性が高くなる面があった。私は約160名の謄写稿セットから、ある意味で渡辺「感想」の含意とは逆の印象を持つ。

応募候補稿をめぐる渡辺の意見は『第二集』平井啓之「あとがき」にかなり具体的に示されている。平井は同じ東大仏文学科教授で渡辺と師弟・同僚関係にあるし同じくわだつみ会に関わっていて遠慮ない会話があったと察せられる。『第一集』で省かれて『第二集』で復活した木戸六郎は右翼の中野正剛に私淑し早大の「徴兵猶予返上運動」を熱心に推進する。おそらくこれを理由に『第一集』の選定に洩れたのであろう。木戸稿のような右翼的表現は候補作ではまず例外である。同じく『第二集』で復活した色川英之助も日本主義的言辭が理由で『第一集』に洩れた。渡辺は木戸、色川を推薦して学生委員と対立したのだろうか。ただ『はるか…』に掲載されたが『第一集』の選に洩れ、『第二集』で一部分復活した岩田譲について渡辺ははっきり嫌悪感を示していた。岩田は『はるか…』で「尽忠の誓い」楠木正成の「七生報国」を主張していたから嫌われたのは無理ない。渡辺「感想」は「戦争謳歌」「日本精神主義のものも全部採録」を主張したように読めるが、そのまま受け取る必要もない⁽¹⁰²⁾。私にはむしろ“平和の訴え”を反語によって強く肯定しているように思える。とまれ『第二集』は『原版』当時の編集方針を一部分反省し、補足している。

5 おわりに——「わだつみ訴訟」と和解，99年『新版』8刷の実施，2001～2年の遺書展，03年『新版・第二集・きけわだつみのこえ』の典拠

95年における『旧版』の絶版と『新版』の刊行において、93年の「改竄疑惑」に裏づけはなかった。95年、会執行部は疑惑の有無の調査をしないでおきながら、それまで『きけわだつみのこえ』と遺稿（典拠）との照合を一切『原版』編集者である中村氏に任せておいた責任は棚上げにして——編集責任は会組織にある——、『旧版』の絶版と『新版』の年内の刊行を決定した。しかも原遺稿に基づいて『新版』を編集するとしながら、決定時に遺稿保有はゼロだった。編集部はようやく夏前に「偶然」入手した『原版』謄写稿の一部を典拠に、9月ごろ『新版』最終稿を印刷に付した。これでは『新版』は中村氏（日本戦没学生手記編集委員会）が編集した応募稿原則に立つ『旧版』を追隨するものでしかなく、自称する原遺稿原則に立つ「決定版」たりえない。のみならず保有謄写稿は45名/74名、約3/5で、応募稿原則の基盤まで脆弱となった。

(101) 西欧の学芸を志し欧米の近代制度を学習した学徒と、天皇と軍国主義に傾倒する軍学校出身者は、明治維新以来、必死に欧米列強に立ち向かうため「文明開化」と「富国強兵」を目指した近代日本の二面を表している。1930年代から40年代の国際危機を、日本国家は帝国の膨張、大東亜共栄圏、三国同盟などによって打開しようとする。大学高専には30年代末40年代初期なお西欧志向の教養、自由主義、ときにマルクス主義まで強く残っていた。とくに伝統ある高等教育機関には右翼集団はむしろ少数だった。旧制一高の学生の読書傾向は1935年から44年にかけてほとんど変わっていない。この西欧志向の学徒が43年学徒出陣で軍隊に入隊する時、学生たちにはかなり共通した軍国主義批判、国粹主義批判の気分があった。この意味で「わだつみ学徒兵たち」は決して例外的存在ではなかった。『第一高等学校自治寮六十年史』340-344頁、参照。

(102) 平井、『第二集』「あとがき」参照。ここから応募稿に即した渡辺「感想」の真意がうかがわれる。

『旧版』の絶版と『新版』の刊行は日本思想の古典『きけ…』を劣化させた。編集部は、「時間をかけて」との会内の忠告を無視して短期間に、実質半年たらずで、これを片づけた。その根底には前年の理事長交替をめぐる不幸な会内対立・分裂が強くはたらいていたのである⁽¹⁰³⁾。23年間という中村理事長の長期政権は、中村氏が『原版』の編集者であるという「権威」に由来し、わだつみ会が手記編集委員会を継承できた媒介者であるという「歴史」に由来し、遺族代表であると認める多くの遺族の「支持」を集めていたことによる。ただ23年間という長さは中村氏周辺に人事の「淀み」をもたらしていたと推察できる。さらに中村氏の実践活動家としての失策や指導力不足が、93年学徒出陣50周年キャンペーンの事業に中心的に活動した会員の不満を招き、会内部人事内紛となったのは先に述べたごとくである。NHKTVの「改竄疑惑」がちょうど93年に起こったのは『きけわだつみのこえ』という本にとっては不幸だった。会執行部はこれを“中村失政”の証拠とし、役員人事交替の正当化を計った。『旧版』絶版『新版』編集は内紛の材料となり手段となった⁽¹⁰⁴⁾。

果たせるかな、人事交替に不満をいだく中村氏や支持遺族は『旧版』絶版『新版』刊行に反対する。原遺稿に基づいて編集すると称する『新版』編集部（校訂委員会）が中村氏に絶版にした『旧版』の編集資料を求めたり、原遺稿の借覧を求めたりするのは、中村氏側からすれば笑止であったろう。編集部（会執行部）は、『旧版』編集者を理事長から追放した以上は、遺稿や編集資料をみずから収集すべきだし、収集できなかったのであれば『旧版』を絶版になどすべきでなかった。「進むも退くもできぬ窮状」は当然だ。中村氏側からすれば遺稿を自ら確保している以上、少なくとも中村徳郎、和田稔分については『新版』は根拠を持たない。こうして『新版』刊行後、98年、中村克郎（中村徳郎実弟）前理事長、西原若菜（和田稔実妹）前常任理事両氏は『新版』編集者＝わだつみ会と版權者＝岩波書店を相手に著作権侵害で訴えた。会と書店側は被告としてこれに応じて防戦せざるを得ない。会内内紛は『新版』をめぐる「わだつみ訴訟」に発展した⁽¹⁰⁵⁾。

この著作権侵害の裁判は、原告・被告双方の主張と欠陥を認める。そして原告側が証拠として提出した中村遺稿、和田遺稿を被告側がコピーしそれに従って『新版』8刷で中村・和田分を訂正したことで、原告は回復利益を失ったので、99年、裁判は和解に終わった⁽¹⁰⁶⁾。常識からして「わだ

(103) 中村氏はNHKTVでの上原筆写稿の「改竄疑惑」をきっぱり否定すべきだったのに、最終編集過程を忘却して、これについてインタビューアー稲葉氏に「改ざんとおっしゃっていただいてもかまいませんけれども、自分たちは全力投球して出せた（『原版』を出版できた）、それだけでもよかった」と回答している。中村克郎、聞き手稲葉千寿『兄の影を追って』岩波ブックレットNo370、1995年4月、42頁。これは投げやりな表現であるが、上原稿その他の「改竄」を認めたものではない。だがこの発言は会側にとって「中村氏本人が改竄を承認した」との「言質」となる。藤本『わだつみのこえ』前掲号、1995年8月、78頁。主題は『きけ…』の改善、校訂なのに、この古典は内紛の哀れな道具となった。

(104) 保阪、前掲書。

(105) 裁判記録は省略するが概略は『わだつみのこえ』第108号、『わだつみ通信』第39号、参照。

(106) 被告側には、中村遺稿なしに『はるか…』『個人遺稿集（天皇陛下…）』を典拠に『新版』を編集して誤りを生んだ過失（欠点）があり、他方原告側には、被告側誤謬の源泉（『はるか…』『個人遺稿集（天皇陛下…）』など）の誤りを自ら正すべきところこれ（誤謬）を放置しておいたからそれをもって被告側を非難することはできない（法律用語で「反禁言」という）過失（欠点）がある、というのが裁判所の判断（和解なので明示されない）であった。

つみ訴訟」は志を同じくした組織の内部紛争であるから、続けてみても『きけ…』は改善されないし、双方ともに社会からの信用を失うだけである。

99年『新版』8刷は中村稿については『新版』側の完敗となった。『新版』は「厳密なテキスト・クリティーク」によって『旧版』を『はるか…』に戻したが、これらはすべて『旧版』が正しかったので、8刷は『新版』のこの部分を『旧版』に戻した。44年6月20日「最後の手紙」の構成は遺稿に従って訂正したから、ここでは両者ともに誤っていた。つまり『新版』は『旧版』の誤りを「クリティーク」なしに継承していた⁽¹⁰⁷⁾。和田稿では応募稿典拠か（被告側の主張）原遺稿典拠か（原告側の主張）が争点だったが——本来は逆さまの筈だが——8刷でも遺稿（手帳『戦いの草稿』）の説明が訂正されていない。『新版』の注記ではこの時期（川棚，光）の手帳が家族との面会で渡されたように記されているが、387頁，面会の事実はない。

ここで特記すべきは、8刷において『新版』編集部が初めて『旧版』における中村氏による「改竄を挙証」していることである。これが編集部による改竄の唯一の具体的な挙証である。その箇所は中村徳郎手記の44年2月14日日記における高橋健二訳『ドイツ戦没学生の手紙』（岩波新書，151頁）の要約部分である。そこで問題となるのは「敵（フランス兵からみたドイツ兵／ドイツ兵からみたフランス兵）」と「味方（ドイツ兵）」の表現であるが、『旧版』181頁，では「フランス兵から見たドイツ兵」が「敵」となっていて、『新版』初刷239頁，は『旧版』を「そのまま継承」していたが、『新版』8刷238頁は，この「敵」を「味方」に訂正した。正確に言えば，提出された遺稿に従って，『旧版』と『新版』初刷では省かれていた「敵（訳文ではフランス兵の意）」が最初に明示され，これに応じて「敵（ドイツ兵）」が「味方（訳文ではドイツとドイツの兵隊）」に訂正されている。ただし『ドイツ戦没学生の手紙』の要約において，ここでは「敵」にせよ「味方」にせよ『旧版』『新版』（初刷，8刷）いずれも内容上，変りはなく，紛れもない。8刷は遺稿に忠実にこれを訂正したまでである。

だが会執行部にとって，これは戦没学生の遺稿の『旧版』編集者・中村克郎氏による重大な「改竄」の証拠であり，『新版』が事後的に明示した唯一の「改竄」の証拠だ。しかしこの要約は誤りではなく，ましてや編集者による改竄ではない。むしろこれが『新版』編集部＝会執行部が主張する唯一の「改竄」の証拠であるとしたら，95年『新版』はこの「明白な改竄」をそのまま99年まで放置したのだから，『旧版』絶版の根拠はなかったことになる⁽¹⁰⁸⁾。しかも『新版』8刷はこれを弁解すべく第二次大戦中のフランス（ヴィシー，ドゴール）の複雑な位置につき誤った本文注解を付している（253頁）。

さらに『新版』にとっての決定的な打撃は，8刷は<『新版』刊行後に初めて原本（原遺稿）に

(107) 『天皇陛下下…』は中村徳郎「最後の手紙」の構成順序を変えている。95年『新版』初刷は『旧版』を継承した。49年時点では応募者は名宛人中村美素氏（徳郎実父）であり，編集者である克郎氏（実弟）は応募稿に従った。克郎氏は当然原遺稿とのちがいは知っていた。応募稿原則の『旧版』は正しく95年原遺稿原則の『新版』は誤りである。

(108) 水田洋，安川寿之輔，藤本治，平野英雄「わだつみ訴訟とは何だったのか」『わだつみのこえ』第112号，61-63頁，は，これを中村の改竄の決定的な（唯一の）証拠とする。だが，これが「改竄」であるとするれば，それを訂正することこそ95年『新版』初刷の責任であった。

接したので、その趣旨（原遺稿編集原則）にもとづいて兩名（中村徳，和田）について改訂した」と版權者、岩波書店が明記した、『新版』508頁、ことにある。版權者は『新版』刊行の95年以後に接しうる原本（原遺稿）に従って『新版』を逐一改訂する義務を宣言した。改訂の義務は中村，和田を例外とするものではない。そしてこれまでに見たように改訂の義務は全面的なもので例外どころではなかった。

『新版』の抜本的校訂（改訂）は、2001～02年の大阪・京都・東京において開催した大規模な戦没青年遺書展によって、わだつみ会にとっても『きけ…』という日本思想の古典にとっても、切迫した事業となった。もともとこの大規模な遺書展は93年学徒出陣50周年キャンペーンの一環に提唱された「わだつみのこえ記念館」建設のため会が実施したものである⁽¹⁰⁹⁾。この記念館は、戦没学生の遺稿現物（および筆写稿・謄写稿、遺品、個人遺稿集、その他）の散逸を防ぎ、これを収集して“平和の訴え”の貴重な証拠とし、『きけわだつみのこえ』を後世に伝え、併せて戦後のわだつみ運動の記録を保存し、それらを公開展示する施設である。

会は、先に見たように、この記念館に収集し展示する遺稿、それに準じる筆写稿、謄写稿などにより、『新版』の原遺稿に基づく編集原則の正当性の証拠とする予定であった⁽¹¹⁰⁾。だが遺書展に収集された原遺稿（写真コピー含む、一部のみを含む）は34名、うち『第一集』『第二集』関係はそれぞれ19名、10名（重複計算なし）であり、わだつみ会は『新版』『第二集（旧版）』と集められた遺稿を照合してそのあまりにも多い違いに驚愕した⁽¹¹¹⁾。編集者である会は、版權者である岩波書店（文庫課長，塩尻親雄氏）を東京遺書展に招き、二冊の『きけわだつみのこえ』と遺稿原文との乖離を実地見聞の上、決定済みの『新版・第二集』の編集と99年の8刷方式での『新版（第一集）』校訂の内諾を得た。こうして2002年9月、わだつみ会理事会は遺稿に従って、①『第二集』について『新版・第二集』を編集し、②すでに新版のある『第一集』についてその校訂を実施する、と決定した。

すなわち会は、95年、応募稿編集原則の『旧版』を絶版とし、代って原遺稿編集原則に立つべき『新版（第一集）』を刊行したが、当時は典拠が決定的に不足していて、そのために『新版』は致命的な欠陥を免れなかった。こうして二回の遺書展を通し、会は『新版』の欠陥を是正して原遺稿編集原則を改めて実現する義務を確認した。同時にまた、これを是正する多くの典拠を確保する展望を得ることができた。会はず、03年『新版・第二集・きけわだつみのこえ』を刊行したが、これ

(109) 個別の遺書展をのぞけば、大規模な遺書展は64年銀座松屋での東京遺書展以来のものだった。

(110) 50年、会設立時に「学生平和会館」構想があり「記念館」建設は設立時の八つの記念事業の項目で、以後唯一未達成の事業だった。70年「わだつみ記念館」構想から建設委員会が設けられたが実現に至らず、93年改めて建設委員会が設置され、募金運動が始まった。現在は記念館事業は任意団体とは別個のNPO法人「わだつみ記念館基金」の事業となり、館の名称も「わだつみのこえ記念館」となった。『わだつみ通信』第35号に見るように、ここで公開展示される原遺稿、『きけ…』諸版の編集資料が95年『新版』の典拠の担保とされていたので、『新版』の全面的校訂は編集者の焦眉の義務である。

(111) 『わだつみのこえ』第116号、117号、『平和の世紀へ：遺書・遺品展』2001年、『平和への遺書・遺品展』2002年、参照。

は遺稿を保存してきた遺族の厚意により遺書展に展示した遺稿を軸に原遺稿の寄託をお願いし、会保有、遺族保有合計で編集典拠として照合可能な原遺稿は29名分（『第一集』『第二集』計）に達したために、可能となった。

『新版・第二集』の編集は、『新版・第一集』とはまったく異なり、イ）原遺稿14名、ロ）筆写稿27名、ハ）謄写稿46名を確保した上で実施した。典拠が得られず『旧版』をチェックなしで継承したのは太田慶一のみであった⁽¹¹²⁾。90年代の典拠保有状況と00年代の保有状況には根本的な違いがある。裁判の和解による遺族との連携の復活強化、遺書展による原遺稿の存在の確認（散逸の確認を含む）と寄託の成果がこの間に進んだのだ⁽¹¹³⁾。

わだつみ会と中村氏を中心とする遺族との和解の進行は「わだつみのこえ記念館」の建設と『新版』校訂の事業をさらに進めることとなった。04年3月、会は中村氏保有の『原版』編集資料の大部分を回収（借覧、コピー）し、49年『原版』のロ）筆写稿95名分、ハ）謄写稿141名分を入手した。『第一集』74名について言えばイ）19名（参照可能を含む）分に、これによりロ）55名分、ハ）74名分が加わり、63年分割による会保有の筆写稿16名分と合わせれば、ロ）筆写稿は71名となる。筆写稿で欠けているのは目黒晃、中村徳、佐藤孝であった⁽¹¹⁴⁾。謄写稿は全員分を保有するので『新版』の校訂は、二次資料ニ）ホ）へ）に依存することなく、ロ）およびハ）を遺稿に準ずるものとするれば、原遺稿編集原則によって実現できる。

以上を『新版』の欠陥の観点から整理すれば、本文では、A、改竄、歪曲、捏造を含む内容上重要な変更を要するものは戦没学生7名、田辺利宏、篠崎二郎、武井脩、佐々木八郎、中村徳郎、住吉胡之吉、高木孜、B、細目にわたる遺稿との不一致の訂正を要する箇所は、数え方によるが約170箇所である⁽¹¹⁵⁾。（完）

（おかだ・ひろゆき 法政大学名誉教授）

(112) 『新版・第二集』「あとがき」。05年、戦中刊行の『太田慶一遺稿集』1940年、を探し出した。原遺稿は45年3月10日東京大空襲で築地の家ともに焼失したので、二次資料であるがこれが最終典拠となる。これで『新版・第二集』の典拠は十全であろう。「第二集」については『新版』は63年『旧版』の多数のあやまりをイ）ロ）ハ）典拠により訂正し、構成を改善し、経歴、割注、解説、別注、手記注、年表に精確を期した。

(113) 会機関誌『わだつみのこえ』第113号、2000年からの「遺稿遺品を訪ねて」シリーズ、参照。

(114) 応募稿の受付→筆写→約160名学生選定→謄写→75名顧問選定→最終編集稿、と編集順序を考える時、筆写は最初の受付時と最終編集時の二回行われたのかもしれない。それにしてもこの三人分が最終編集稿に含まれていなかった筈はない。未発見である。筆写稿は一セットしか見当たらない。

(115) 経歴、解説、割注、手記説明、年表、などは、古典文庫である岩波文庫の注記や解説を標準とすると、『新版』に杜撰なもの、誤っているものが少なくない（概算で100箇所前後）が、研究論文で追究するまでもあるまい。わだつみ会校訂作業部会（責任者・岡田裕之）『「新版・きけわだつみのこえ」校訂案』参照。

※ 前号（上）訂正：28頁、注（26）5行目「スミスの貨幣論」を「古典派経済学の貨幣論」に、29頁、本文下から4行目「上原稿」を「上原良司稿」に、33頁、付属資料上から8行目「た、」を「たゞ」に訂正。